

この保育料は「子ども・子育て支援新制度」による運営へ移行した幼稚園や
認定こども園の幼稚園部分をご利用する際の保育料です。

令和 8 年度 保 育 料 算 定 基 準 表

(単位：円)

No			3歳以上児（1号認定）	
			教育標準時間	
			基本額	副食材料費の負担
1	区市町村民税 所得割課税額	所得割の額が 77,100円以下	0	無
2		所得割の額が 77,101円以上	0	有※

※第3子以降は副食材料費の負担無

備考

- 令和元年10月から保育料無償化制度が開始されました。これに伴い、従来、保育料に含まれていた副食材料費（おかず・おやつ代）については、一部の世帯を除いて実費徴収することとなりました。金額については施設ごとに設定されているため、別紙「平塚市私立幼稚園子育てサービス一覧表」をご確認ください。
- No2に該当する世帯において、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが3人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子以降を第2子、第3子とカウントします。この場合、第3子以降については副食材料費を免除します。
なお、就学前の子どもは幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設短期治療施設通所部、企業主導型保育施設を利用または児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用していることが必要です。
- 上記利用者負担額（副食材料費）の他に、特定負担額（教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価）・実費負担（教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費）が幼稚園・認定こども園ごとにかかる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせ下さい。
- 利用料算定の基礎となる期間の市民税が未申告の方等は、副食材料費の負担対象となります。